

『知的障害者のグループホーム・ケアホーム運営ハンドブック

—平成18・19年度グループホーム・ケアホーム等分科会報告書—』初版第1刷用 別冊資料

# 知的障害者のグループホーム・ケアホーム 防災マニュアル

**財団法人 日本知的障害者福祉協会**  
**地域支援部会 グループホーム・ケアホーム等分科会**

## はじめに

2008（平成20）年6月2日未明、神奈川県綾瀬市で社会福祉法人聖音が運営するグループホーム（ケアホーム）「ハイムひまわり」で、深夜2時、放火によって火災が発生し、2階に寝ていた3人が煙を吸って死亡し、1人が負傷しました。「ハイムひまわり」は、入居者7名、障害程度区分3が2名、区分2が5名で、2009（平成21）年4月から施行される改正消防法施行令における重度障害者のホームではなく、自動火災報知器等の設置義務はありません。

2006（平成18）年1月に起きた長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災事故を契機に、消防庁は「障害者支援施設」「障害福祉サービス事業を行う施設」を規制対象にし、グループホーム・ケアホームも含め、改正消防法施行令の対象を拡大し、2009（平成21）年4月から適用することとしています（既存のホームは2012（平成24年）4月から適用）。

今回の事故は、深夜、熟睡しているとき放火によって発生した火災によるもので、一般住宅の火災による死亡事故と変わりありません。地域に住む人たちと同じ危険を共有していたに過ぎないのです。それでも、「発生場所が知的障害者のグループホーム・ケアホームである＝障害があるから特別の対応しなければならない」という考えの下、規制が強化されようとしています。規制の強化だけで安全が保証されるとは考えられませんが、今回の火災事故を契機に、グループホーム・ケアホームの防災対策を真剣に考えなければならないと思います。

火災だけでなく地震対策も必要です。2008（平成20）年5月12日中国四川省大地震、1ヵ月後の6月14日には岩手・宮城内陸地震、さらに7月24日岩手中部地震が発生し、大きな被害を出しました。東海・東南海・南海地震は、いつ起きてもおかしくないと言われています。

台風・集中豪雨等による被害もどこで発生するか予測できません。2008（平成20）年7月28日の局地的集中豪雨では、神戸市の都賀川で10分間に130cm水位が上昇し、河川敷にいた子どもたちが急流に流され4人が死亡しました。このように、私たちは常に危険にさらされています。

間違いが起こらないシステムを「フル・プルーフ」と言います。防災をテーマとすれば、防火設備を設置し保守点検に努める、いざという時の手順を見直

す、入居者の緊急時の特性を把握する、支援体制・地域住民との連携をチェックする、緊急時の脱出経路を確保するなど間違いの起こりにくい環境整備をします。

もし、間違いが起ってしまっても、大きな事故にしないための方法を「フェイル・セーフ」と言います。自動車が急ブレーキをかけてもスピンしないようにABSシステムが働きます。一定温度より熱くなるとガス供給が止まってしまうガスレンジもあります。こうしたハードウェアには、いろいろなフェイル・セーフの装置が付いています。

マンパワー中心のホームでは、こうしたフェイル・セーフを、ホームのスタッフがしなければならぬのです。そのとき、一番大事にしなければならないのは利用者の「生命と健康の保全」です。次に「損害を最小限に」くい止めることです。事故がおきてしまったら、誰が何をどうするのかをあらかじめ決めておく必要があります。いろいろな事態を想定した、「防災マニュアル」を用意しておくべきです。

マニュアルがあればリスク（危機・危険）が防げるというものではありません。人間尊重を基礎とした安全意識がなければ、マニュアルの趣旨が生かされないのです。この小冊子は、ほんのさわり程度の内容です。各事業所とも消防計画等を作成していると思いますが、それとの整合性を図りながら、事業所・ホームの特性をふまえたより具体的な内容にしてください。

## 災害に共通した備え

何も起きていないときから、グループホーム・ケアホーム周囲の環境・利用者の状況・建物の構造・地域の人たちとの関係などを把握しておきます。改修・改造が必要であれば早急に対応を考えます。手をつけていない課題があれば運営主体・管理者・サービス管理責任者・現場スタッフで協議して、その結果を共通認識として確認しておきます。基本的に、災害発生時に利用者の身を守ることを第一義とします。

### 1. グループホーム・ケアホーム周囲の環境

#### ホームの建っている場所の安全性を確認します

周囲の山やガケが崩れてこないか。近くの川が増水したとき浸水しないか。海が近いところでは高潮の心配はないか。火災が起きたとき危険なガスを発生する工場などがないか。周囲の建物から瓦・看板などの落下物がある可能性はないか。……など「もし」を想定して調査・点検をしておきます。

#### 危険があると思ったら地元市町村、消防署等関係機関に問い合わせ対策を協議します

もし災害が発生したとき、避難場所はどこなのか、安全な避難経路はどのルートかなどを確認しておきます（市町村等が作成した「避難マップ」を手に入れておきます。地元自主防災会に照会します）。

### 2. 建物構造と災害発生時の対策

#### 1981（昭和56）年以前に建築された建物は耐震診断を

耐震診断を受けて安全性を確認します。そして、その結果に基づく耐震補強を行うことが望めます。もし、耐震補強を行うことが借家・アパート（一部使用）等で困難であれば、建物内で最も安全性の高い場所を確認しておきます（耐震診断の際、診断を行った専門家に聞てみます）。

#### 屋外へ逃げ出す通路を確保

いざというときのために屋外へ逃げ出す通路を確保しておきます。出入口・廊下・階段・非常口には物を置かないようにしましょう。訓練の時、利用者に非常口の開け方を教えておきます。

## 火災発生時、火元のそばを通らない逃げ道を

逃げ道は2ルート以上作っておくことが必要です（窓から屋外へ直接出ることも含めて）。

## 家具の転倒防止、収蔵物の飛び出し防止の予防策を

地震が発生すると、家具などが転倒し部屋中にいろいろな物が散乱します。ガラスや陶器製品が破損すると非常に危険です。

### 大きな1枚ガラスを使用しない

窓ガラスには大きな一枚ガラスを使用しないようにします。使用していてすぐに取り替えることが困難なら、飛散防止用のフィルムを貼ります。

### カーテンやカーペット等には防災加工品を

「防災ラベル」（（財）日本防災協会）や「NIFマーク（防災）」（（社）日本インテリアファブリック協会）が目印です。

### 照明器具やエアコン室内機が落ちてこないように

照明器具やエアコンなどはこまめに点検し、固定器具などを使って補強します。

### 屋根瓦等の落下・倒壊防止策を

屋根・門・壁・塀・物干し・樹木等の倒壊防止をしておきます。

### 河川の氾濫に注意

河川の氾濫などによる増水は短時間で危険な状態になります。建物内への浸水を防ぐための土のう積みは早めに行わないと間に合いません。土のうは何もないときに作っておきます。

急な増水で浸水が予想される場合は、情報を確かめて早めに避難します。

## 3. 災害対応の体制づくり

### 連絡網と役割分担

消防計画等で緊急時に集まる人たち（管理者、サービス管理責任者、支援体制施設職員、他ホームのスタッフ）の連絡網と役割分担を決めておきます。

### 地元の自主防災会との連携

日頃から関係づくりに努めます。地元市町村、消防署等と連携し、災害対応、避難誘導等に遅れないような体制づくりに努めます。

### 大規模災害発生時には地域の事業所との相互連携を

大規模災害時には運営主体ごとではなく、一定の地域内のグループホーム・ケアホーム関係者が一体となった救援体制づくりをする必要があります。

## 4. 利用者・家族への対応

### 利用者への説明

利用者には、日頃から地震・火事・台風・洪水などの災害時の対応について、わかりやすく繰り返し説明を重ねていきます。とくに重度の障害のある人や自閉症の人には、実際に災害が発生したときのような対処をするか、訓練を重ねながら一人ひとりの特性を把握します。そこから災害時の対応をどの程度理解しているか判断し、事前に対応策を考えておきます。

### 自力避難が可能な利用者の役割分担

自力避難が可能な利用者には、危険を伴わない範囲で重度の障害のある人の避難誘導を頼みます。定期的避難訓練の課程で、誰が誰の誘導をするのかを確認しておくとういと思います。

### 安否確認の方法

帰宅時や外出時に、どちらかで災害が発生したときの安否確認の方法を利用者・家族と調整しておきます。

### 災害でホームが使えなくなったら

事前にどうするのかを協議しておきます。他のホームに一時移住するのか、一旦家族の元に帰るのかなどを確認しておきます。

## 5. ホームスタッフの防災知識の向上

### 防災研修等への参加

市町村・消防署等が行う防災研修・防災体験実習等に積極的に参加し、防災知識・技術の向上に努めます。

### 支援体制施設との連携

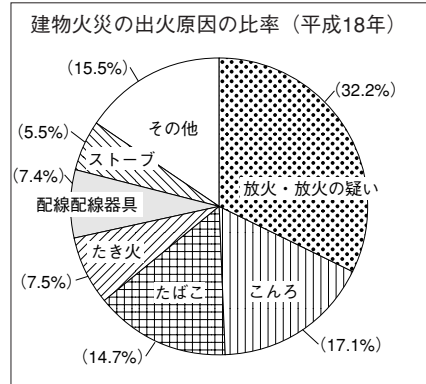
支援体制施設と連携した避難訓練・消火訓練・救助訓練等を定期的に行います。とくに自力避難が困難な利用者の避難誘導等を円滑に行うための技術を研究します。

# 火災に備える

## 1 火災に備える

### 放火・放火の疑いで出火、逃げ遅れて死亡が多い

2006（平成18）年中に発生した全国の火災件数は53,278件でした。そのうち建物火災は31,506件です。出火原因は右のグラフのとおりです。前年より約8%減少していますが、32.2%、3分の1弱が放火または放火の疑いによるものです。

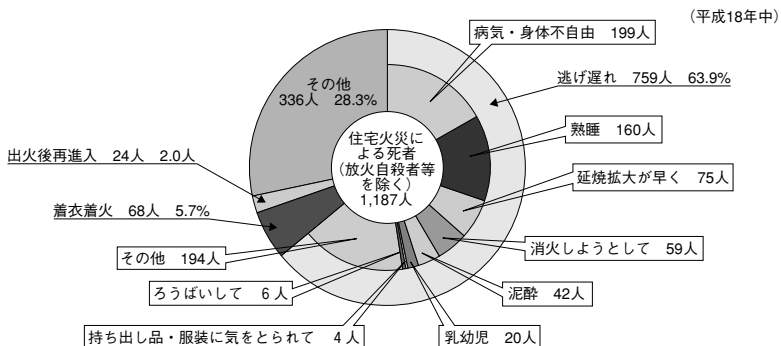


ガスこんろの火の不始末、消したつもりのはたき火の火、たき火の火が燃え移った、電気配線・電気コンセントからの出火などが続きます。

「その他」の中には、火遊び、電気機器の出火、マッチ・ライター、排気管（ほこりの溜まったダクトなど）、溶接機・切断機の火花から引火などが含まれています。

（平成19年版『消防白書』から。以下のデータも同じ）。

### ◆住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く）



左の図は、住宅火災で亡くなった人が死に至るまでの経過を示したものです。逃げ遅れで亡くなったのが63.9%と最も多くなっています。中でも病気・肢体不自由で自力避難が困難な人が多く、熟睡していた人が次いでいます。火災が発生したらまず避難することが大切です。焼けた建物は復旧できますが、亡くなった人を蘇らせることはできません。

死因別では、煙を吸って起きる一酸化炭素中毒・窒息が39.5%、火傷が36.6%です。一酸化炭素中毒で意識を失った後火傷で死亡する場合があります。

## 2. 消防計画・防火管理者

### (1) 支援体制施設の防火管理者との連携を

1 事業所の定員が10名以下なら防火管理者を置かなくてもよいことになっていますが、事業所の支援体制になっている施設等にいる防火管理者と連携をとることが望まれます。

### (2) 定員が10名以上であれば防火管理者を配置

資格取得のための講習会は、年2～3回程度開催されていますので、地元消防署に問い合わせてください。防火管理者の配置と合わせて消防計画の提出を求められます。ホームは地域に散在しているところが多いので、施設のようにまとまった計画は立てにくいと思いますが、支援体制施設の防火管理者や地元消防署と協議して作成してください。消防計画と合わせて大規模地震対策編を求める地域もあります。

### (3) 消防計画に基づいた備え

消防計画を作っただけでは役に立ちません。計画に基づいた防火設備の点検・利用者の避難訓練・スタッフの防火・救急訓練など日常的な備えを怠らないようにします。

※防火設備については別資料とします。

## 3. 情報の収集と伝達

### (1) 火事に気づいたらみんなに知らせる

夜寝ているときは、大きな音をたててみんなを起こします。あらかじめ避難訓練などで教えてある出口へ誘導して屋外に出します。2階以上にいる人については、火元に近い階段・出口を使わないように誘導します。ベランダがあれば一時ベランダに出します（飛び降り・転落を注意しながら）。

話し言葉で伝えられない人には、あらかじめ用意した大きなカードやホワイト



ボードで知らせます（一目でわかるよう図や大きな文字を使います）。

煙が立ちこめているようなら、濡れたハンカチやタオルで口や鼻を覆い、姿勢を低くして逃げます。

初期消火は無理と判断したら、自分も逃げます。

スタッフが1人のときは、利用者の避難を優先します。2人以上なら避難と消防署通報を同時に行います。

自力避難可能な利用者には、避難誘導、初期消火、非常持ち出し品搬出などの役割を担ってもらいます。

以上のことは、事前にスタッフ・利用者で話し合っておき、避難訓練を行って確認しておきます。

## (2) 近所で火事が発生したら情報を集る

近所で火災が発生したときは、何より情報を収集し、利用者に正しい情報を伝えることが大切です。所轄の消防署へ状況を問い合わせ情報を得ます。

隣近所や地域の自主防災組織の人には、日頃から情報を伝えてもらえるよう頼んでおき、早く情報を得られるようにします（いざという時に情報を伝えてもらう人を特定しておく、よりいいでしょう）。

デマに惑わされることのないよう、正しい情報かを複数の媒体、複数の人で確認するようにします。

近くで火災が発生したとき、類焼のおそれがあるときは、避難します。その場合、風上に逃げるようにします。利用者がはぐれないよう、スタッフ1人の場合は、自力避難可能な利用者または地域住民の協力を得ます。

## (3) みんなで外出しているとき火事に遭ったら

社会参加や外食などで、みんなが一緒に外出したときに、ホームが火災になったことを知った場合には、近所の人に問い合わせたり、携帯ラジオや携帯電話のインターネットなどで情報を得ます。状況に応じて対応を考えます。

外出先で火災に遭遇したら、安全な場所に利用者を誘導します。

利用者が一時帰宅などで単独外出中に火災に遭遇したことが判明したときは、上記の方法で情報収集した上で対応を考えます。本人が口述会話が困難な場合は、あらかじめホームの電話番号などを記載した連絡カードを作成して所持させ、近くにいる人に提示するよう教えておくとよいと思います。

## 4. 火災の予防

### (1) 台所の注意

#### ガスこんろの上に棚をつくらない

棚があっても燃えるようなものを置かないようにします。

#### ガス台の周囲には燃えやすいものを置かない

食用油等は 低い位置、安全な場所に置きます。

#### 油料理のときは絶対に火のそばを離れない

炊事中に台所から離れるときは、火を消してからにします。ガス器具の種火はつけっぱなしにしないほうがよいでしょう。

裸火を使わない調理器具（IHヒーター等）への交換も考えましょう。

#### 使わないときはプラグは抜いておく

電熱器具・トースターなど使わないときはプラグを抜いておきましょう。

#### 利用者が調理に参加したら火の確認を

利用者が調理などに参加した際には必ず火を消したことを確認しましょう。

#### 調理中フライパンなどの中に火が入ったら

慌てずにはまずフタをします。それでも火が溢れるようなら、座布団・大きめのバスタオルなどで火を包み込みます。

油が燃えているときには水をかけない

火の付いた油が飛び散ります。

### (2) 暖房器具の注意

#### 暖房器具の置き場所

人の動きのじゃまにならない位置に置きましょう。特に障子、ふすま、カーテンなどからは離して置きましょう。

対震自動消火装置の作動確認を

時々確認しましょう。綿ぼこりなどはまめに掃除しましょう。

#### 給油後の確認

ふたのしまりを確認しましょう。

#### 暖房以外の用途に使用しない

洗濯物を上に吊ったり、吹き出し口の近くに置いたり、直接のせて乾かししたりしないようにしましょう。

裸火を使わない暖房器具（電気カーペット等）への交換も考えましょう。

### (3) その他の火気の注意など

#### コンセントはつなぎっぱなしにしない

アイロン、ドライヤーなどはコンセントにつなぎっぱなしにしないようにしましょう。

### タバコの吸いかけに注意

灰皿のふちやテーブルの角に置かないようにしましょう。

### 蚊取り線香の取扱い

安全な器具を使い、安全な場所に置きましょう。

防災カーテンや防災寝具など防災衣類を使用するように努めましょう。

## (4) 消火の備え

### 消火器は取り出しやすいところに用意

火元から少し離れたところに取り出しやすいように用意しておきましょう。

操作が簡単なスプレー式消火器もありますので、粉末型の消火器とともに備えておくといいでしょう。



1 安全栓をひき抜く。



2 ホースをはずし、ノズルを火元に向ける。



3 レバーを強く握る。

### ふろの湯は捨てないで残しておく

バケツも最低2個は用意しておきます。三角バケツも便利で有効な用具ですので、備えておくといいでしょう。

## 5. 発生時の対応

### (1) 火が出たら、まず利用者を避難させる

#### スタッフが1人のとき

火災を発見したら、まず利用者を屋外の安全な場所へ避難させます。

その後、可能であれば初期消火にあたります。天井まで火の手が伸びるような

ら逃げてください。身の安全が一番、建物・家財は二番です。

### **スタッフが2人以上のとき**

1人が火元から障害のある人を遠ざけ初期消火をします。他のスタッフは利用者の避難誘導と消防署への通報にあたります。

### **隣近所との協力**

隣近所に報せ、互いに協力しながら消火にあたります。

### **消火器や水での消火**

消火器は、風上に立ち、直接炎にかけるのではなく周りから炎をおおうように使用します。ただし消火器で消せるのは、天井に火が移るまでです。粉末消火器は、再燃することもあるので、消した後の処理を十分にします。

水は、火の上から一気にかけるか、火に叩きつけるようにします。

### **消火器や水が間に合わない時**

身近な物を活用するなどして消火します。カーテンは引きちぎる、ふすまは蹴り倒すなどして消火します。毛布で火をおおったり、座布団で火を叩いたりするなど身近な物を活用します。油鍋に火が入ったときは、シーツなど広い布をぬらしてかぶせ消火します（油鍋がひっくり返らないよう、十分に注意しましょう）。

## **(2) 避難する**

### **初期消火のめやす**

初期消火が可能なのは、火災が発生してから約3分程度までで、火が壁やふすまなどの立ち上がり面にある間だけです。

### **フラッシュオーバーに注意**

天井に火が移ると、フラッシュオーバー（室内のすべてのものが発火温度に高められ、局部的だった火が室内全体に急速に広がる現象）の危険があるため、消火をやめて、指示、誘導するなどによりできるだけ早く避難させます。

### **避難する**

火の進む方向や火のついた物の落下に注意しながら、壁などをつたい、身を低くするよう声をかけ、煙に巻かれないように一緒に脱出します。

安全な場所に避難できたら、家族や緊急連絡先などに知らせておきます。

## **6. 放火を防ぐ**

最初のところに記しましたが、2006（平成18）年中に発生した全国の火災件数53,278件のうち建物火災は31,506件で、出火原因の3分の1弱が放火または放火の疑いによるものでした。

放火または放火の疑いによる火災を時間帯別にみると、夜間から明け方（22時以降翌朝6時までの間）にかけて特に多くなっており、この時間帯に4,881件（全体の43.3%）が発生しています。

予期せぬ火災が、みんなの寝ているときに発生するのです。ホームとしては一番手薄な時間帯です（宿直者がいても1人、夜スタッフのいないホームもあります）。日頃から放火を防ぐ対策をしましょう。

放火火災は、たばこの不始末による火災やコンロによる火災など、人のちょっとした不注意から起きる失火とは異なり、人が火をつけるという意思を持って発生する火災です。火をつけるという意思があっても、実行できない環境にすることが放火対策です。

### **家の周りを明るくする**

地球温暖化防止の視点ではムダなエネルギー消費になりますが、放火犯退治には有効です。（最近、人が近づくと点灯する「センサー付きライト」「センサー付きブザー」「監視カメラ」などを設置している住宅や事業所が増えています）

### **燃えやすい物（紙・布・木片・油など）を家の周囲に置かない**

階段の下・裏口・カギのない物置など、ふつうでは他人の目に触れないと思っているところは、放火犯にとっては火をつけやすい場所になります。

### **ゴミは朝出す**

収集日の前夜からゴミを出している人がいますが、放火犯にとっては絶好の仕事場になってしまいます。

### **カギのかかるところは必ずかける**

寝る前の点検を忘れずに行いましょう。

### **地域の人と協力する**

狙われるのは人気のないところで、深夜から早朝にかけてです。地域の人たちが行っている防犯パトロールなどの活動に参加して、地域の人たちとの連携を深めるようにしましょう。

夜遅く、ふだん見かけない人が不審な行動をしていたら

「どこへ行くのですか？」などと声をかけて見ます。しかし最近では声をかけただけで襲われることもありますので、警察・交番に連絡したほうが無難かもしれません。

## 7. 火災があったことを関係者に報告

たとえば、小さな火事で初期消火により無事であったとしても、家族・法人、消防署、都道府県・市町村、地元自治会などに、発生と経過を報告します。各方面の防火対策の資料となります。

消防署、都道府県・市町村で様式を定めているときは、それに従います。

## 地震に備える

2008年5月12日中国四川省大地震、同年6月14日には岩手・宮城内陸地震、さらに7月24日岩手中部地震が発生し、大きな被害を出しました。東海・東南海・南海地震は1976年8月、石橋克彦氏（当時、東大理学部）の「明日起こっても不思議ではない」という東海地震説発表以来、30年以上警戒を続けています。それ以後、阪神淡路大地震をはじめ北海道、東北、新潟、鳥取、福岡などこれまで予想されていなかった地域で大きな地震が発生しています。つまり、「全国のどこで起きてても不思議ではない」ということです。

火災と違って地震を予防することはできません。予知することも難しいのです。もし、いま地震が発生したらどうするかを、利用者にわかりやすく説明し、訓練しておく必要があります。

### 1. ホームの耐震対策

#### (1) 耐震診断を受ける

耐震診断の必要な建物は、

- ① 1980（昭和55）年以前の建物（特に1970（昭和45）年以前）
- ② 老朽化が著しい建物、比較的古い建築物
- ③ バランスの悪い建物（平面の形状が不整形な建物、壁・窓の配置が偏っている建物、ピロティ形式の建物、大きな吹き抜けのある建物、混合構造の建物（例：下部SRC造、上部RC造）
- ④ 大勢の人々が利用する建物や災害時に機能を維持したい建物（デパート、スーパーマーケット等の商業施設、幼稚園・学校等の教育施設、病院、診療所等の医療施設、消防、警察等の官庁施設）

等の建物です。不安を感じたら早めに診断を受けておいた方がよいと思います。

自治体によっては無料耐震診断が受けられます。

#### (2) 家具の転倒防止や落下物の対策

建物が倒れなくても、倒れてきた家具に押しつぶされたり、割れたガラスでケガをすることがあります。

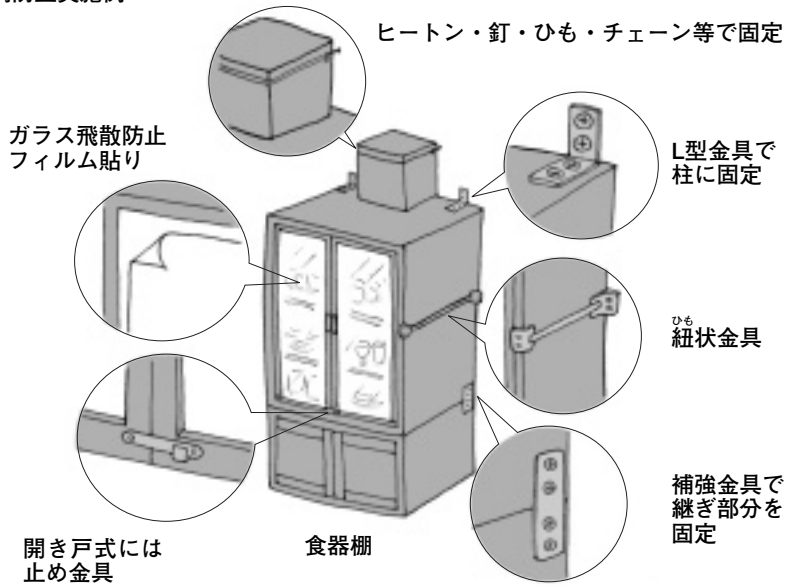
また、倒れた家具が出入口を塞ぐことがあります。

建物が倒れた場合、家具の下敷きになっていたら、自力で脱出することができ

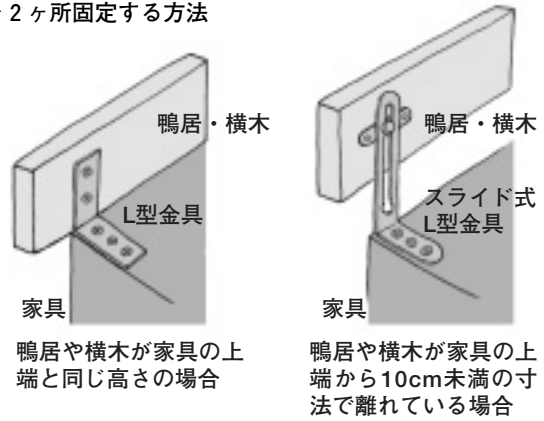
る人も救出できなくなるかもしれません。

家具の下敷きにならないよう家具と寝具の配置を見直します。寝ているときに体の上に家具が倒れたり、物が落ちてこないようにします。

### 家具転倒防止実施例

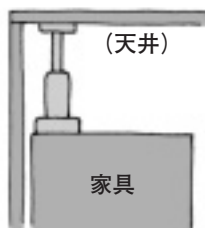


### [例1] L型金具を2ヶ所固定する方法

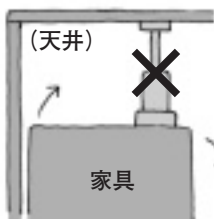




[例2] 家具転倒防止支柱で2ヶ所固定する方法

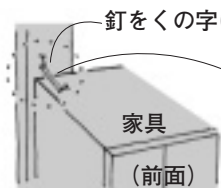


転倒防止支柱は家具の後方（壁寄り）に固定する。

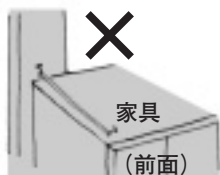


前方（部屋寄り）に固定すると、家具は転倒する可能性がある。

[例3] 釘と針金で2ヶ所固定する方法



釘と釘の間隔をできるだけ狭くして柱または壁に近づけた方が効果的です。



この位置の固定は、強度的に効果がうすい。

●美観を考慮すると



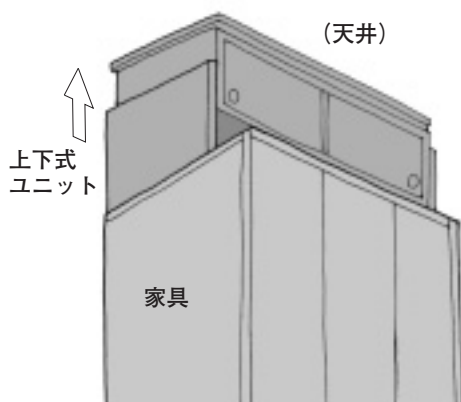
を釘のかわりに使用する  
方法も考えられます。

※その他に



などの器具がホームセン  
ターや百貨店などでも販  
売されています。

[例4] 棧に固定できない場合の固定方法



高さを調整しながら天井と家具を支える上置き型  
すき間埋め収納ユニット

## 2 地震が発生したら

### ホームでの対応

#### (1) まず、身の安全を

##### 最初の大きな揺れは1分間

あわてず、机、テーブルなどの下にもぐるよう指示し、他のスタッフ・家族などに居場所を知らせます。

もぐる場所が無い場合やもぐるのが困難な場合は、転倒しそうな家具類やガラス等から離れ、座布団、クッションなどで頭部を守るよう指示します。

建物の倒壊により閉じこめられたり、ケガをして動くことができない場合は、外の人に聞こえるように大声を出したり、物をたたいたり、携帯ブザーや笛で居

場所を知らせ、助けを求めます。

障害のある人だけが閉じこめられた場合などは、声をかけるなどにより居場所を確認し、周囲の人や地域の自主防災組織などに援助を求め、急いで救出を図ります。

## (2) すばやく火の始末を

「火を消せ」と声を掛け合い、ガスレンジ、ファンヒーター、ストーブなど火の気のある器具を止めるなど火の始末を協力して行います。

アイロン、ドライヤーなど熱を発する電気器具も火災の原因になりやすいので、コンセントを抜きます。

ある程度、揺れがおさまるのを待ち、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを閉じます（電気のブレーカーは、スイッチを下まで降ろすと閉じます）。

ガス漏れの恐れがあるので、火の使用は控え、電気器具のスイッチ等には触らないようにします。（電気器具がショートした火花で引火する恐れがある）。

もしガスの匂いがしたら、出入口や窓などを開けてガスを出すようにし、なるべく早く家の外に出ます。ガス漏れのおそれのあることを隣近所に知らせます。

## (3) 火が出たら、まず利用者を移動させてから消火を

火元から利用者を遠ざけ、できる限り離れた場所に移動させます。

隣近所に知らせ、初期消火と119番通報をします。

隣近所の人には、利用者や家族から依頼があったり、異常を発見した時は、すぐにかけて初期消火や避難誘導などに協力してもらえるよう依頼しておきます。

天井に火が移った場合は、消火をやめて、身を低くし、煙に巻かれないよう、できるだけ早く避難します。

## (4) 脱出口の確保

出入口のドアをすぐに開け、開けたままにしておきます。出入口までの経路の安全性を確保しておきます。

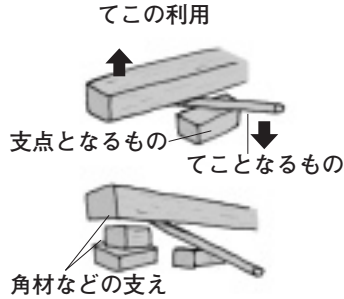
## (5) あわてて外にとび出さない

家具、電化製品、割れたガラスなどの落下物に注意して、慎重に行動するよう指示したり、慎重に誘導します。

まず、スタッフが落ち着いて外の様子を確認し、一緒に外に出ます。

## (6) もし、家具や建物の下敷きになったら

自動車のジャッキ、丈夫な角材などを使って救出します。近所の人たちに応援を求めて、できるだけたくさんの人の力で迅速に行います。



## (7) 避難に備える

非常用持出袋・ヘルメット・中電灯・履物などを用意し、いつでも避難できるように利用者やスタッフの身近におきます。

防火性に優れ行動しやすい服装（長袖・長ズボン等）に着替え、軍手や厚手の靴下、靴（靴底が厚く、履きなれたもの）を用意します。

水道などが使用できれば、飲料水・生活用水をできるだけ溜めておきます（容器やお風呂に水を溜め、フタをしておく）。

外出中の対応

## (8) 道を歩いていたら

かわらやガラスなどの落下があるので、建物の側には近づかないように声をか

けたり、建物から遠ざけるよう誘導します。

塀、自動販売機などは倒れる危険があるので、近づかないよう声をかけたり、離れるよう誘導します。

落下物やガラスの破片に気をつけて、カバン等の持ち物で頭や首筋を守るよう声をかけたり、手持ちの物で守るよう手立てを講じます。手首の血管を切るおそれがあるので、手のひらを上に向けないようにします。

### (9) ビルの中にいたら

窓ガラスが割れたり、落下物が飛び込んでくることもあるので、窓には近寄らないよう声をかけ、離れるよう誘導します。

エレベーターの使用は避けたり、避けるよう声をかけます。

もし、一緒に乗っていたら、状況を説明してすべての階のボタンを押し停止した階で降ります。途中で止まってしまったら、非常用連絡電話などで外部と連絡を取り、障害のある人などが不安にならないよう連絡した旨を説明します。

### (10) 劇場、ホール等にいたら

いすの間などに身を隠し、カバンや衣類などで落下物から身を守るよう声をかけたり、守るよう手立てを講じます。いすの間などに身を隠せない場合は、頭を下に身をかがめるか、固定された物を持たせるようにします。館内放送や係員の指示に注意し、障害のある人などにも伝えて、指示等に従い一緒に避難します。

停電しても誘導灯や非常照明は点灯しますので、あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従って、あるいは声をかけたり、指示を動作で示し一緒に避難します。

煙が出たことを知った時には、ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くして這うように声をかけ、一緒に避難します。自分でできない人には、手持ちのハンカチなどで鼻と口をおおえるよう手立てを講じます。

### (11) デパート等にいたら

あわてて出口に殺到すると危険です。係員の指示に従って、あるいは指示に従うよう声をかけたり、指示を動作で示し、落ち着いて一緒に避難します。

階段では将棋倒しの危険性があるので、駆け下りないようにします。階段を利用できない人で他に手段が無い場合は、周囲の人に助けを求め、人混みを整理したうえで抱えて降ろします。停電しても誘導灯や非常照明は点灯しますので、あわてて出口に殺到せず、係員の指示に従って、あるいは声をかけたり、動作で示し一緒に避難します。

ワゴンや陳列棚など、動きやすいものの側に身を寄せるのは危険ですので、その旨を声かけしたり、離れるよう誘導します。

煙が出たことを知った時には、ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くして這うように声をかけ、一緒に避難します。自分でできない人には、手持ちのハンカチなどで鼻と口をおおえるよう手立てを講じます。

## (12) 地下街にいたら

地下街は、耐震性を十分考慮して設計されていますので、地上の建物より揺れが少なく、比較的安全です。

壁際に身を寄せ、落下物から身を守るよう声をかけたり、動作で示し、誘導します。

停電になっても非常照明が点灯するまでむやみに動かず、係員の指示に従って、あるいは声をかけたり、指示を動作で示し一緒に避難します。

煙が出たことを知った時には、ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くして這うように声をかけ、一緒に避難します。自分でできない人には、手持ちのハンカチなどで鼻と口を覆えるよう手立てを講じます。

## (13) 鉄道、バスなどに乗っていたら

手すりやつり革、座席などにしっかりつかまり、姿勢を低くしたり、頭を下に身をかがめるよう声をかけたり、つかまらせたり、危険をできるだけ回避できる体勢にさせます。

車内アナウンスや乗務員の指示に従って行動するよう声をかけたり、動作で示します。また、途中で止まっても、あわてて車外に飛び出さないように声をかけたり、飛び出さないよう制止します。

ホームでは時刻表、掲示板、時計、蛍光灯などの落下物に注意し、ベンチの下に身を隠すよう声をかけたり、安全な場所に誘導します。

## (14) 車を運転していたら

ハンドルをしっかり握り、急ブレーキを避け、徐々に速度を落とします。障害のある同乗者 には、座席などにつかまり、頭を下に身をかがめるよう声をかけます。道路の左側に停車しエンジンを止めます。道路脇の駐車場、空き地があればそこに車を入れ、カーラジオで正確な情報を聞きます。(同乗者にも情報を伝えるようにします)。車から離れる場合は窓を閉め、キーをつけておきます。

高速道路の場合はスピードが出ているので、後続車に追突されないよう、後方を確認後、停車します。車両火災や道路の異常が起きたら、障害のある同乗者を降ろし、できるだけ安全な場所に避難させてから、設置されている非常電話で連絡します。

## 風水害に備える

ホームの建っている場所によって異なりますが、台風がよく上陸するところ、ホームのそばに河川あって大雨が降ったら増水するところ、土砂崩れのおそれがある山やガケの近くにあるところなどは、日頃からの注意が必要です。



### (1) 情報を確かめて早めに避難する

テレビの気象情報がわかりやすいのですが、停電になってしまったらラジオが頼りになります。予備の電池を用意しておきます。

台風の進路がホームの西を通るときは強風に注意します。東側を通るときは大雨を警戒します。

台風の進む方向に向かって中心より右半円のほうが、風が強く暴風域が広いことが一般的です。

海や河口に近いところでは、高潮にも注意します。

満潮時間と台風の接近時間が重なるようなら、早めに避難します。

河川の氾濫、山崩れ、がけ崩れ、高潮、洪水などの台風災害はアツという間に起きます。注意報や警報などが出たら早めに行動します。早めの行動が被害を少なくします。

台風の進む速度が速いと、風速が大きくなり風による被害が出ます。速度が遅いと長時間の雨が降り続き水害をもたらします。

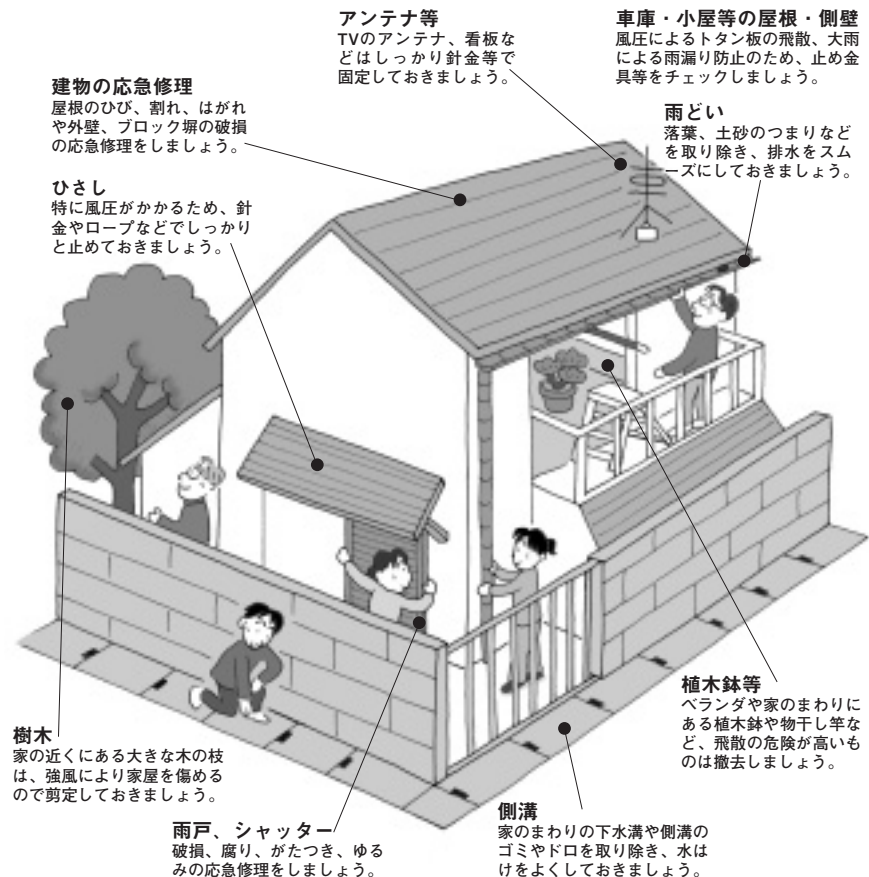
台風情報は刻々変化します。台風が近づいてきたら、テレビ、ラジオの情報を繰り返し聞ききます。

夜間の台風は被害が大きくなりやすいので、危険を予測したら余裕を持って早めに避難します。

地下室や河川より低いところにいる場合、台風接近や大雨が予想されたら、できるだけ高いところに避難します。地下室は地上が冠水すると一気に水が流れ込みます。浸水すると停電し、電灯が消えエレベーターは動きません。地下室は水圧でドアが開かなくなります。河川より低いところにある家も水流が速いと外に出ることができなくなる場合があります。

避難するとき、冠水した道路では、側溝や水路・水田に注意します。竹竿などで水深を確かめながら誘導します。

## (2) 事前の風水害対策



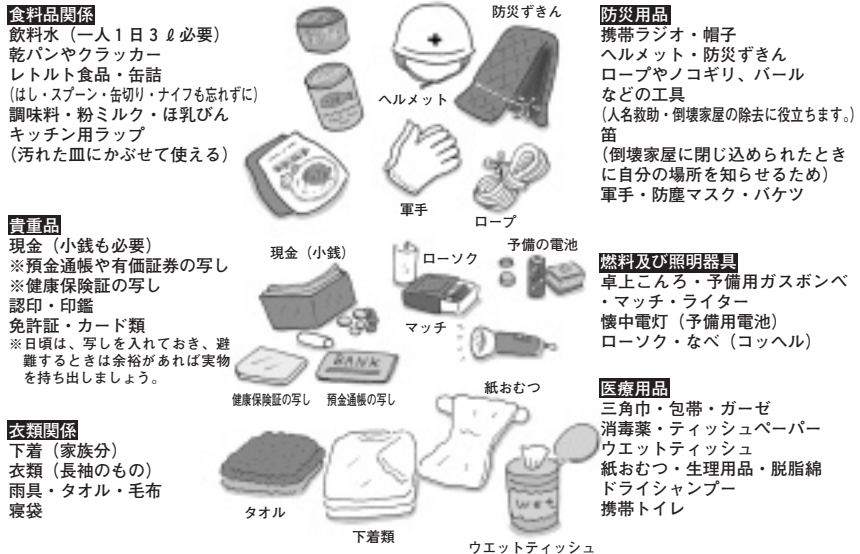


# いざというときのために

身の安全が一番ですが、いざというとき持ち出せるよう「ホームの非常持ち出し品」を準備しておきたいと思います。下の図は、一般家庭の非常持ち出し品の例ですが、これを参考にして各ホームごとに用意してください。場合によっては、避難所で暮らすことになるかもしれません。

利用者がいつも飲んでいいる薬、受給者証、健康保険証などは、急なとき持ち出せるところに保管するとよいと思います。下図は、一般家庭の場合の例です。各ホームごとに考えてください。

## [非常持出品の例]



### [ポイント]

※荷物は最小限にまとめ、リュックサックなど両手が使える背負い式の物を準備しましょう。

## 【その他】

都道府県・市町村が配布している「避難所マップ」「防災ガイド」「障害者等防災マニュアル」などの資料を入手しておきましょう。

支援体制施設、管理者・サービス管理責任者、役所、消防署、警察署、電気・ガス・水道の営業所、協力病院などの連絡先を確認し、ホームの見やすいところに掲示します。

地元の自主防災組織と連携できるように、日頃から交流を深めておきましょう。

## あなたのホームの放火火災チェックポイント

	チェックポイント	チェック
1	ホームの周りや外階段の下に紙などの燃えやすい物を放置していませんか	
2	ゴミ・資源の搬出は、収集日の朝に行っていますか	
3	玄関、物置、車庫のカギはかけていますか	
4	屋外に止められている車やバイク等のカバーは防災製品を使用していますか	
5	バイクや自転車のカゴの中に燃えやすい物を貯めていませんか	
6	郵便受けに新聞やチラシが入ったままになっていませんか	
7	夜間には門灯、玄関灯を点灯していますか	
8	外出するときなど無人になる場合は隣近所に声を掛け合っていますか	
9	共同住宅の階段や廊下などに燃えやすい物が置かれていませんか	
10	屋外の掲示板等の張り紙は整理整頓していますか	

## あなたのホームの防災対策チェックポイント

	チェックポイント	チェック
1	防火管理者を定め、消防計画（防火管理規程）を消防署に提出していますか	
2	消防用設備の点検を定期的に行っていますか（自主点検・業者による点検）	
3	避難訓練を定期的に行っていますか	
4	スタッフの防災に関する研修を行っていますか	
5	利用者・家族に対する防災意識向上のための研修等を行っていますか	
6	災害発生時に地域の防災組織（自主防災会など）の協力が得られるようになっていますか	
7	災害発生時の備蓄は充分ですか（水・食料7日分、水は1人1日3ℓ）	
8	非常持ち出し品は準備できていますか（p24を参考にしてください）	
9	緊急連絡先・避難場所・離散した場合の連絡先などが、利用者・家族・スタッフ・運営主体等の間で確認されていますか	

## あなたのホームが被災したときの連絡先

種別	名称	電話：ファックス
消防署		
役所		
役所		
地域		
地域		

一次避難所		
二次避難所		

(表面)

## 〇〇ホーム利用者防災カード

(作成者)

ふりがな 氏名		男 女	(生年月日) 年 月 日生		
ホーム所在地					
家族の住所					
緊急時の 連絡先①	氏名 (ふりがな)		続柄		
	住所				
	電話・FAX				
緊急時の 連絡先②	氏名 (ふりがな)		続柄		
	住所				
	電話・FAX				
医療保険	1. 健保 2. 国保 3. 共済 4. 障害者医療証 (有・無)		血液型	A・B・O・AB	
障害手帳	1. 療育手帳 (A・B) 2. 身体障害者手帳 ( 級) 3. 精神障害者保健福祉手帳 ( 級)				

(裏面)

日中活動の場	(名 称)				
所在地					
電話・FAX					
かかりつけ の医療機関	名 称		担当医		
	所在地				
	電話・FAX				
治療中の疾患等					
服用薬	(薬品名)	(用量)	(注意事項)		
本人の行動についての特記事項					
必要とする 具体的な支援 その他					

※ このカードを、避難するときや外出するときに、利用者が携行するようにしてください。

この小冊子は、各自治体の防災マニュアル等を参考に作成しています。

知的障害者@グループホーム・ケアホーム  
防災マニュアル

非売品